

「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」  
について

平成 27 年 7 月 17 日  
中央官庁営繕担当課長  
連絡調整会議申し合わせ  
最終改定 令和 6 年 7 月 19 日

災害発生時において、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するため「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を下記の通り定める。

なお、「被災情報伝達様式」については、「官庁施設の被災情報の共有方策等に係る担当者連絡調整会議」において、運用状況等を踏まえて必要に応じて改定ができることとし、改定した場合は、直近に開催される中央官庁営繕担当課長連絡調整会議に報告するものとする。

記

1. 官庁施設の被災情報伝達要領
2. 被災情報伝達様式(様式 1、様式 2、様式 3)